

「基礎疾患を有する者」の範囲

出典:新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(17版)

接種勧奨及び努力義務の規定を適用する5歳以上64歳以下の者であって、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものの具体的な範囲は以下のとおりです。

すべての年齢の場合

- ・心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- ・免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者
- ・免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- ・免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- ・神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- ・染色体に異常を有する者
- ・血液疾患にかかっている者（18歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。）
- ・上記に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

18歳以上の場合

- ・インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者・睡眠時無呼吸症候群の患者
- ・重い精神疾患にかかっている者
- ・知的障害を有する者
- ・BMI（体重（kg）／身長（m）²）が30以上である者

18歳未満の場合

- ・代謝性疾患にかかっている者
- ・悪性腫瘍の患者
- ・膠原病の患者
- ・内分泌疾患にかかっている者
- ・消化器疾患にかかっている者

「医療従事者等」の範囲

出典:新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(17版)

病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

- ※ 診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる)
 - ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
 - ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。
- (注) 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師 その他の職員(登録販売者を含む。)

- ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊 職員

- ※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる以下の者である(注)。
 - ・ 救急隊員
 - ・ 救急隊員と連携して出動する警防要員
 - ・ 都道府県航空消防隊員
 - ・ 消防非常備町村役場の職員
 - ・ 消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)
- (注)「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」(令和3年1月15日消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)参照

自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

- 1 感染症対策業務 ※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。
 - ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者
 - ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者
 - ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
- 2 予防接種業務
自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。
 - ※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。

「高齢者施設等」の範囲

出典:新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(17版)

<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 介護老人保健施設・ 介護医療院○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・ 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 有料老人ホーム○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・ サービス付き高齢者向け住宅
<ul style="list-style-type: none">○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 更生施設・ 宿所提供施設○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ 共同生活援助事業所・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）・ 福祉ホーム○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター・ 生活困窮者一時宿泊施設・ 原子爆弾被爆者養護ホーム・ 生活支援ハウス・ 婦人保護施設・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）・ 更生保護施設
<p>(居宅サービス等(介護))</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援</p> <p>(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。</p>
<p>(訪問系サービス等(障害福祉))</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>(注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。</p>